平成２７年（フ）第８６９９号
東京都江戸川区中葛西４丁目１―13―301
第２ハイツやすらぎ
債務者　佐藤　　薫
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８７００号
東京都江戸川区南葛西３丁目14―20―702
債務者　酒井　寛和
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８７０３号
東京都北区志茂４丁目48―15―102
債務者　松田　幸一
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８７０６号
東京都墨田区文花１丁目28―35―1205
債務者　山下　耕市
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８７０７号
東京都墨田区文花１丁目28―35―1205
債務者　山下久美子
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８７０８号
東京都豊島区東池袋２丁目62―５―302
債務者　北島美智子
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８７１３号
東京都練馬区向山１丁目９―20―201
債務者　傳田　亮一
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８７１４号
東京都足立区西保木間３丁目16―22―202
債務者　池田　眞知
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８７１５号
東京都品川区中延１丁目６―17―101
債務者　齊藤　　幹
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１６０７号
横浜市金沢区瀬戸11番８号
債務者　安田　信久
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７２８号
横浜市神奈川区白幡東町26番１―101号
債務者　山下　郁男
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月９日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５１号
栃木県那須塩原市埼玉８番地　市営稲村団地621号
債務者　相馬久美子（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月10日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第５１４号
静岡市葵区瀬名中央２丁目７番67号　サンコーポＣ202号
債務者　中山　理恵
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月14日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４３４号
静岡市清水区新富町12番10号　コスモ202号、旧住所静岡市清水区鳥坂1188番地の５
債務者　早川加奈枝
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５０４号
静岡市清水区上原２丁目８番35号
債務者　浅井　春乃
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８６７３号
東京都墨田区墨田３丁目28―６
債務者　松村　実枝
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部